

接続約款変更届出書

令和2年12月25日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住 所 とうきょうとみなとくひがしんぼしいちちょうめ ぼん ごう
東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏 名 わいやれす してい ぶらんにんぐ かぶしがいしゃ
Wireless City Planning 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙

登録年月日及び登録番号

平成22年12月1日 第342号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年1月4日
------	----------

(WCP)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 4 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします。</p> <p>※特定事業者接続約款の新旧対照表は別添のとおり</p>	<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 4 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします</p>

(SB)接続約款新旧対照表

別添

新				旧			
料金表				料金表			
第1表 接続料金				第1表 接続料金			
第1 網使用料				第1 網使用料			
1 適用 (略)				1 適用 (略)			
2 料金額				2 料金額			
区分	単位	料金額	備考	区分	単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能	(略)	(略)	(略)	(1) 通話モード接続機能	(略)	(略)	(略)
(2) IMT-2000 方式 (デジタル通信モード) 接続機能	(略)	(略)	(略)	(2) IMT-2000 方式 (デジタル通信モード) 接続機能	(略)	(略)	(略)
(3) MNP 転送機能	(略)	(略)	(略)	(3) MNP 転送機能	(略)	(略)	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)	(略)	(4) メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)	(略)
(5) 直収バケット接続機能(L2 接続)	(ア) 10Mbps のもの	391,073 円	月額	(5) 直収バケット接続機能(L2 接続)	(ア) 10Mbps のもの	486,523 円	月額
	(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	39,107 円	月額		(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	48,652 円	月額
(6) MVNO 回線管理機能	(略)	(略)	(略)	(6) MVNO 回線管理機能	(略)	(略)	(略)
<u>附則</u> <u>(略)</u> <u>附 則(令和2年12月23日 MKS2012210007730001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和3年1月4日から実施します。</u>				附則 (略)			